

山形県医師修学資金貸与条例及び施行規則（一部抜粋）

山形県医師修学資金貸与条例（抄）（平成 17 年 7 月 8 日山形県条例第 78 号）

（貸与の打ち切り）

第 5 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を打ち切るものとする。

- (1) 修学生が次のいずれかに該当することとなったとき。
 - イ 退学したとき。
 - ロ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - ハ 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (2) 修学生が修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 修学生が死亡したとき。
- (4) その他修学生が修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還）

第 6 条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸与を受けた修学資金に利息を付した額（第 8 条第 4 項の規定により返還の債務の一部が免除されたときは、免除された額を控除した額）を、当該事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して 6 箇月以内に返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により貸与が打ち切られたとき（第 8 条第 4 項の規定により返還の債務の全部が免除されたとき、及び前条第 2 号に該当する修学資金の貸与を受けていた者が大学を卒業した後、県内の医師の確保が必要な地域における医療機関（特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者にあつては、県内の医師の確保が必要な診療科）に勤務する意思を有しているときを除く。）。
 - (2) 修学資金の貸与を受けていた者が大学を卒業した日から起算して 2 年以内に医師免許を取得できなかったとき。
 - (3) 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき（第 8 条第 1 項第 1 号ロ、同項第 2 号ロ又は同条第 4 項の規定により返還の債務の全部が免除されたときを除く。）。
- 2 前項の利息の額は、修学資金の貸与を受けた日の翌日から同項各号のいずれかに該当することとなった日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年 10 パーセントの割合で計算した額とする。

（返還の免除）

第 8 条 知事は、次の各号に掲げる修学資金の貸与を受けた者が当該各号に定める場合に該当することとなったときは、修学資金（第 6 条第 1 項に規定する利息を含む。）の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 地域医療従事医師確保修学資金
 - イ 医師免許を取得した後直ちに県内の医師法第 16 条の 3 第 1 項に規定する臨床研修病院（以下「県内臨床研修病院」という。）に勤務し、引き続き公立病院等、大学病院その他規則で定める医療機関等（以下「公立の病院等」という。）に勤務した場合において、その在職期間が修学資金の貸与を受けた期間に 2 分の 3 を乗じて得た期間（当該期間が 7 年

に満たないときは、7年とする。)に達し、かつ、当該在職期間(臨床研修期間を除く。)

のうち4年(当該期間が9年に満たないときは、3年6月)以上の期間が、医療法第30条の4第6項に規定する区域その他の規則で定める区域等(以下「医師少数区域等」という。)の医療機関等に在職した期間であるとき。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、知事が適当と認めるときは、3年(知事が特に必要と認める場合は、3年に規則で定める年数を加えた年数)を限度として当該事由が存続する間は、引き続き公立の病院等に在職することを要しないものとする。

(イ) 学校教育法第97条に規定する大学院(以下「大学院」という。)の医学を履修する課程に在学しているとき(医師免許を受けている場合に限る。)

(ロ) 臨床研修を修了した後に県内の医療機関その他規則で定める機関で医師の専門性を高める勤務(医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とする研修を受け、又は診療を行っていることをいう。以下同じ。)をしているとき。

(ハ) 臨床研修を修了した後に県外又は外国の医療機関で医師の専門性を高める勤務をしているとき。

(ニ) 専門研修(当該専門研修のうち修学資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間から臨床研修期間及び医師少数区域等の医療機関等に在職した期間に相当する期間を減じた期間を超える期間に係る部分に限る。)を受けているとき((イ)から(ハ)までに該当する場合を除く。)

(ホ) 修学資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由その他知事が特に認める理由により、公立の病院等に勤務していないとき。

ロ 在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(2) 特定診療科医師確保修学資金

イ 医師免許を取得した後直ちに県内臨床研修病院に勤務し、引き続き公的医療機関の特定診療科、大学病院の特定診療科その他規則で定める医療機関の特定診療科(以下「公的な医療機関の特定診療科」という。)に勤務した場合において、その在職期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が7年に満たないときは、7年とする。)に達し、かつ、当該在職期間(臨床研修期間を除く。)のうち、4年(当該期間が9年に満たないときは、3年6月)以上の期間が、医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職した期間であるとき。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、知事が適当と認めるときは、3年(知事が特に必要と認める場合は、3年に規則で定める年数を加えた年数)を限度として当該事由が存続する間は、引き続き公的な医療機関の特定診療科に在職することを要しないものとする。

(イ) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき(医師免許を受けている場合に限る。)

(ロ) 臨床研修を修了した後に県内の医療機関で医師の専門性を高める勤務をしているとき。

(ハ) 臨床研修を修了した後に県外又は外国の医療機関で医師の専門性を高める勤務をしているとき。

(ニ) 専門研修(当該専門研修のうち修学資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間から臨床研修期間及び医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職した期間に相当する期間を減じた期間を超える期間に係る部分に限る。)を受けているとき((イ)から(ハ)までに該当する場合を除く。)

(ホ) 修学資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由その他知事が特に認める理由により、公的な医療機関の特定診療科に勤務していないとき。

ロ 在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

- 2 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者が、医師少数区域等の医療機関の特定診療科に勤務することを希望する場合において、臨床研修を修了する前にその旨を申請し、知事が適当と認めるときは、当該地域医療従事医師確保修学資金の返還の債務の免除については、前項第2号の規定を準用する。
- 3 特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者が、公的な医療機関の特定診療科に勤務することを希望しない場合において、臨床研修を修了する前にその旨を申請し、知事が適当と認めるときは、当該特定診療科医師確保修学資金の返還の債務の免除については、第1項第1号の規定を準用する。
- 4 知事は、前3項に定める場合のほか、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該修学資金を返還することができないと認めるときは、当該修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

山形県医師修学資金貸与条例施行規則（抄）（平成17年7月8日山形県規則第57号）

（公立の病院等）

第13条の2 条例第8条第1項第1号イに規定する規則で定める医療機関等は、次の各号に掲げるもの（条例第1条の2第1号に規定する公立病院等及び同条第4号に規定する大学病院を除く。）とする。

- (1) 県内の専門研修プログラム（一般社団法人日本専門医機構、一般社団法人社会医学系専門医協会その他の医学医術に関する団体から承認された研修に関する計画をいう。以下同じ。）における研修基幹施設
- (2) 知事が必要と認める専門研修プログラムにおける研修施設
- (3) 条例第8条第1項第1号イに規定する医師少数区域等の医療機関等

（医師少数区域等の医療機関等）

第14条 条例第8条第1項第1号イに規定する医師少数区域等の医療機関等は、次に掲げるものとする。

- (1) 医師少数区域（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第6項に規定する区域をいう。以下同じ。）及び別に定める医師少数スポット内に所在する医療機関であって知事が適当と認めるもの（知事が特に必要と認める場合を除き、当該医療機関がへき地医療拠点病院である場合にあっては、当該へき地医療拠点病院に在職する修学資金の貸与を受けた者が地域の住民に対して診療、往診その他在宅医療を積極的に実施している医療機関に勤務しているときに限る。）並びに知事が適当と認める施設
- (2) 前号の医師少数区域及び医師少数スポット以外の区域に所在する医療機関等（当該医療機関に在職する修学資金の貸与を受けた者が、同号の医師少数区域及び医師少数スポット内に所在する医療機関（知事が適当と認めるものに限る。）に勤務しているときに限る。）